○条件付採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員の分限に関する条例

「昭和 43 年 3 月 30 日 ⁾ 条 例 第 1 3 号

改正 昭和62年3月30日 条例第11号

平成18年2月22日 条例第1号

平成19年3月29日 条例第2号

平成25年3月28日 条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第29条の2第2項</u> の規定に基づき、香南香美老人ホーム組合の条件付採用期間中の職員及び臨時的に任 用された職員(以下これらを「職員」という。)の分限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(分限)

- 第2条 組合長は、職員が次の各号に該当する場合でなければ、職員をその意に反して 免職することができない。
 - (1) 職務成績が良くない場合
 - (2) 心身の故障のため、職務遂行に支障があり、またこれに堪えない場合
 - (3) 前2号に規定する場合を除くほか、その職務に必要な適格性を欠く場合
 - (4) 廃職又は予算の減少により過員を生じた場合
 - (5) 天災地変その他止むを得ない事由のため、事業の継続が不可能となつた場合
 - (6) 刑事事件に関し起訴された場合

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附則

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年3月30日条例第11号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成18年2月22日条例第1号)

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

附 則(平成19年3月29日条例第2号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日条例第1号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。